

下水道法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（適用除外）</p> <p>第九条の三 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一の施設が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（以下「水質汚濁防止法特定施設」という。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしてる者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に次条第一項第一号から第三十三号までに掲げる物質に係る下水を排除する場合には、次のいずれにも該当しないとき。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）</p> <p>第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定</p> | <p>（適用除外）</p> <p>第九条の三 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一の施設が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（以下「水質汚濁防止法特定施設」という。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしてる者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に次条第一項第一号から第三十二号までに掲げる物質に係る下水を排除する場合には、次のいずれにも該当しないとき。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）</p> <p>第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定</p> |

施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一 一〜二十六 (略)

二十七 一・四―ジオキサン 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下

二十八〜三十四 (略)

2 (略)

3 第一項第三十四号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシンの量に換算した数値とする。

4・5 (略)

(事故時の措置の規定が適用されない場合)

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質(同条第十五号に掲げる物質にあつては、シス―一・二―ジクロロエチレンに限る。)又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 (略)

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施

施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一 一〜二十六 (略)

二十七〜三十三 (略)

2 (略)

3 第一項第三十三号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシンの量に換算した数値とする。

4・5 (略)

(事故時の措置の規定が適用されない場合)

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 (略)

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施

行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスー一・二―ジクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 （略）

二 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合 第九条の四第一項第一号から第三十三号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の四第一項第一号から第三十三号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 （略）

二 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合 第九条の四第一項第一号から第三十二号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の四第一項第一号から第三十二号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

(放流水の水質検査)

第十二条 (略)

2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第九条の四第一項第一号から第三十三号までに掲げる物質のうち、処理区域内における特定施設の設置の状況、過去の水質検査の結果その他の事情を勘案して前項に規定する水質検査の回数及び時期による必要がないことが明らかであると認められるものについては、毎年二回を下らない範囲内において同項に規定する水質検査の回数及び時期と別の回数及び時期を定めることができる。

3 6 (略)

(放流水の水質検査)

第十二条 (略)

2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第九条の四第一項第一号から第三十二号までに掲げる物質のうち、処理区域内における特定施設の設置の状況、過去の水質検査の結果その他の事情を勘案して前項に規定する水質検査の回数及び時期による必要がないことが明らかであると認められるものについては、毎年二回を下らない範囲内において同項に規定する水質検査の回数及び時期と別の回数及び時期を定めることができる。

3 6 (略)